

概要版

「ご長寿いきいき富士山（^{みんななろう}3776）計画」

第10次富士宮市高齢者福祉計画

第9期富士宮市介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】



富士宮市

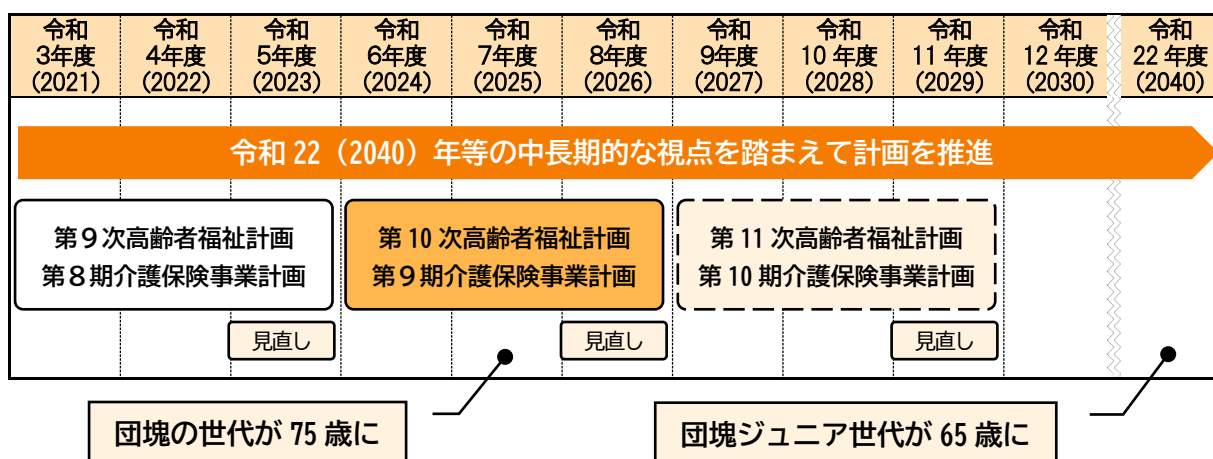
1 計画策定の社会的背景

令和7年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上を迎えることから、今後も高齢化が進み、要介護認定率の上昇や介護サービスへの需要はますます高まり、少子化の進行により生産年齢人口の減少、介護の担い手不足が懸念されています。

本市においては、地域包括ケアシステムの実現に向けた施策および事業を積極的に展開してきましたが、より一層の高齢者福祉の推進と、世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現を図るため、令和6年度を初年度とする「第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、3年を一期として定めているため、本計画の期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。



3 計画の基本理念

すべての高齢者が生きがいに満ちた暮らしを続けるためには、健康の保持増進に努めて健康寿命を伸ばすことが重要であり、必要に応じて適切なサービスを受けられることが大切です。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに基本的な考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域共生社会の実現に向けた施策および事業を積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「地域で楽しく一人ひとりが役割を持てるオール富士宮」とします。

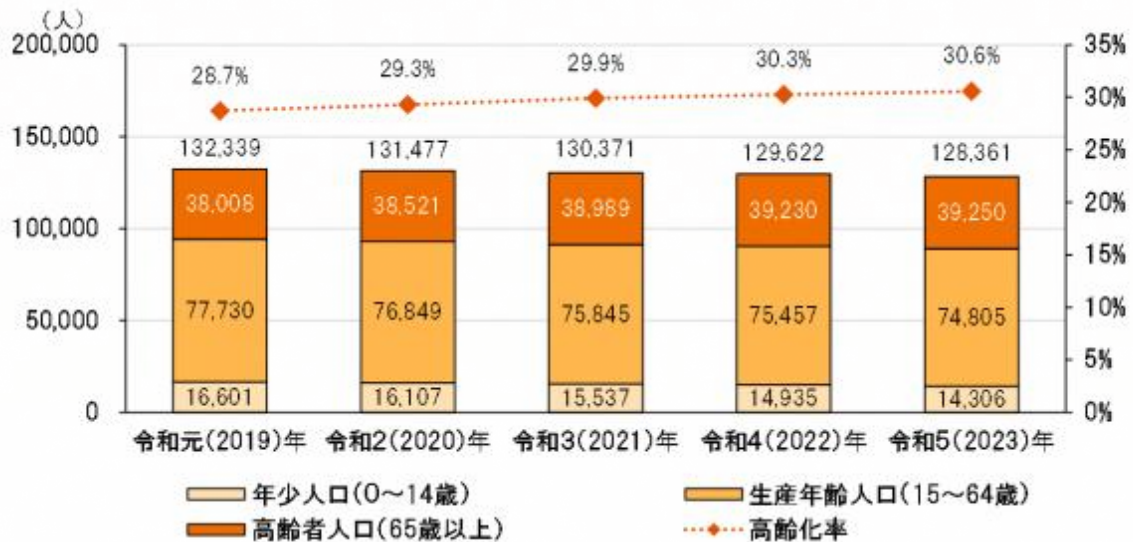
地域で楽しく一人ひとりが
役割を持てるオール富士宮

4 高齢者を取り巻く現状

(1) 人口

総人口は減少傾向にあり、令和5年に128,361人となっています。一方で高齢者人口は増加傾向にあり、高齢化率も上昇し、令和5年で39,250人（高齢化率30.6%）となっています。

■年齢3区分別人口の推移

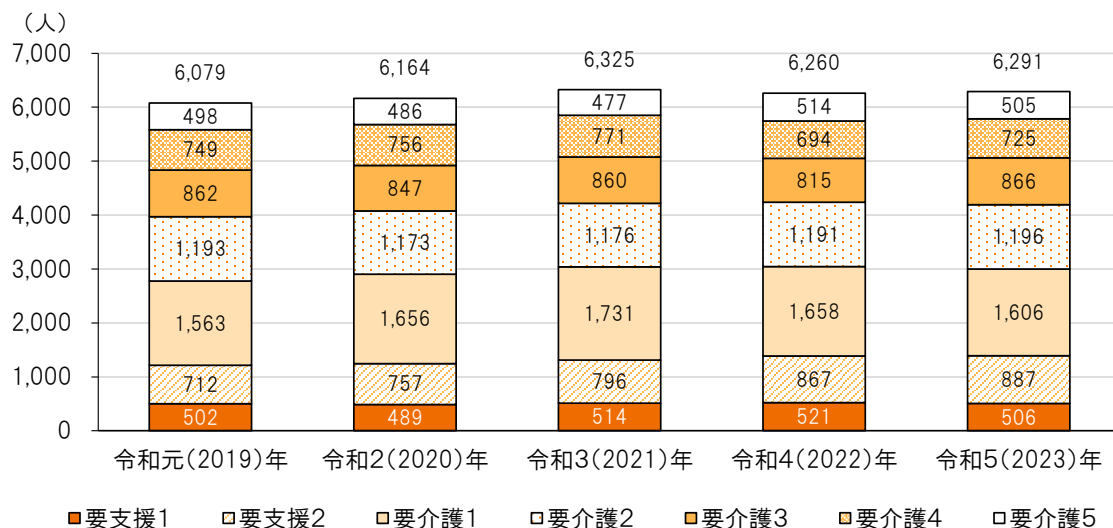


資料：富士宮市人口統計(各年10月1日現在)

(2) 要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は令和3年をピークに以降は6,200人台で推移し、令和5年には6,291人となっています。なお、内訳をみると、要支援認定者は令和元年から増加傾向となっており、要介護認定者は令和3年をピークに減少しています。

■要支援・要介護認定者の推移



資料：介護保険事業報告月報(各年9月末日現在)

5 施策の体系

基本理念

基本目標

施策の方向

地域で楽しく一人ひとりが役割を持てるオール富士宮

【基本目標 1】
地域共生社会の実現に向けた地域づくり

(1) 地域包括ケアシステムの推進

(2) 認知症施策の推進

(3) 在宅医療と介護の連携

【基本目標 2】
健康づくり・介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

(2) 一般介護予防事業の推進

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【基本目標 3】
住み慣れた地域で生活続ける環境整備の推進

(1) 地域での生活継続に向けた支援

(2) 生きがいづくりや社会活動の促進

(3) 災害や感染症対策の推進

【基本目標 4】
介護保険サービスの充実

(1) 介護サービスの質の維持・向上

(2) 介護給付適正化

6 計画の具体的な取組

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

高齢者を地域で支えるため医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する地域包括ケアシステムを推進するとともに、困難を抱えるあらゆる人を地域で支えるための仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

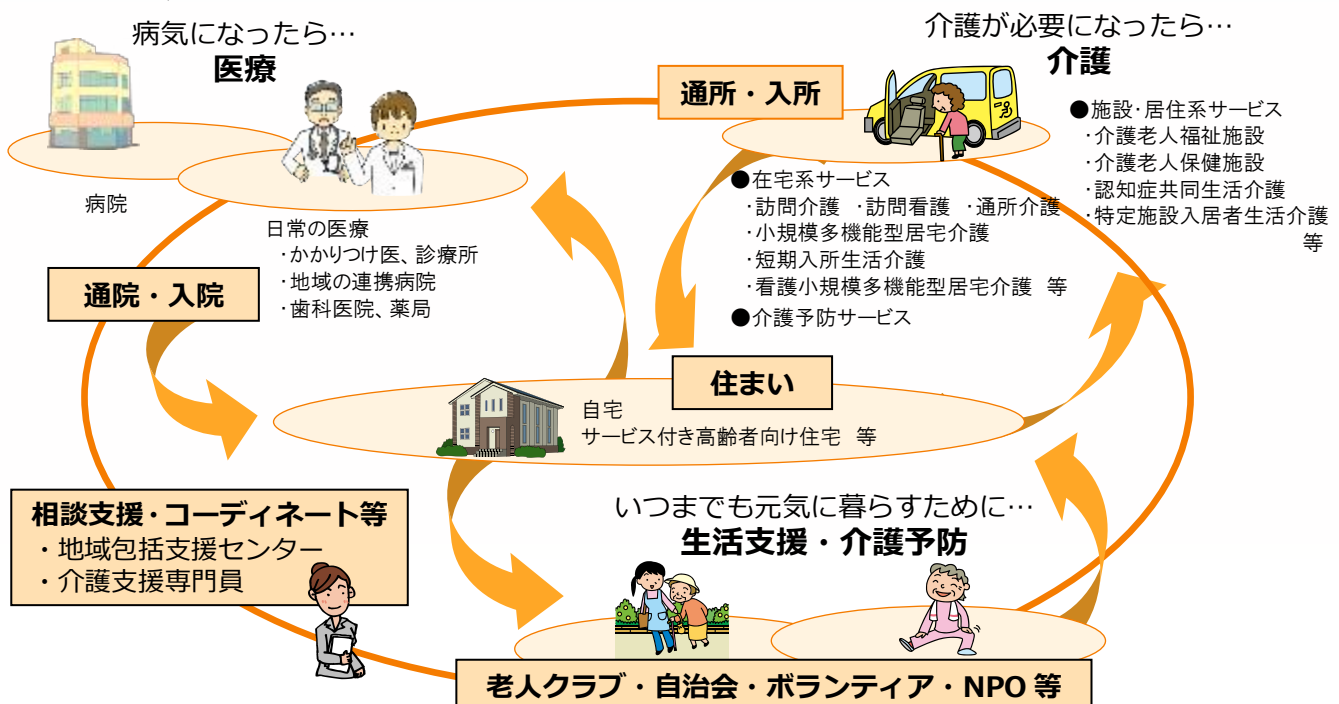
(1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムを構築するために、民（家族、地域住民、自治会等）・産（各種事業所）・学（保育園、幼稚園、小中学校、高等学校）・官（行政機関）、それぞれの分野において目指す地域像を共有し、その実現のために主体的に参画できる体制整備が求められます。

そのためには、地域包括ケアシステムを構成する各主体がそれぞれの役割・責任を果たすための多種・多様にわたる機能をバランス良く備えることが求められ、各分野において、自らの「自助」の力を育み、「互助」「共助」で支え合い、行政が責任を持って「公助」の力を発揮することが重要です。

さらに、地域包括ケアシステムは、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するための仕組みであり、「地域で楽しく一人ひとりが役割を持てるオール富士宮」を目指し、生活支援と地域づくりを推進します。

■地域包括ケアシステムの姿



資料：厚生労働省の資料より作成

(2) 認知症施策の推進

認知症になっても個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で変わらない暮らしが続けられる富士宮を目指します。

(3) 在宅医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と在宅療養支援者間や、在宅療養支援者間の連携を図ります。

基本目標2 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が、できる限り介護が必要な状態にならないように、また、要介護状態となっても、それ以上本人の状態が悪くならないように、高齢者の生活の質の向上を目指し、自立支援のための効果的な健康づくり・介護予防の取組を推進します。

施策の方向性

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

今後、専門的なサービスを必要とする人には介護従事者によるサービスを提供し、それ以外の生活支援や助け合いの部分は住民が主体となって地域で支え合う仕組みが必要になります。

そのため、通いの場や生活支援をはじめ、様々な活動の場づくりを、高齢者を含む地域住民の力を借りて創り出すことを目標とします。

(2) 一般介護予防事業の推進

第6次富士宮市健康増進計画の基本理念「こころろやか からだいきいき 地域でささえる健康づくり」を目指した基本方針、施策、取組目標に基づいて「疾病の発症・重症化予防」「より良い生活習慣の確立」「食育の推進」「歯と口の健康づくり」「健康を守り支え合う社会環境の整備」の目標を設定し、その目的を「健康寿命の延伸」と位置付け、健康づくりと連携し、要介護状態のきっかけとなるフレイル予防（身体、認知、口腔、栄養等の心身の衰えの予防）やロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）予防、認知症予防等の介護予防を推進します。

本計画では、65歳以上の第1号被保険者とその支援者を対象とした一般介護予防を介護予防への取組の基礎として、一般介護予防事業の目的である住民通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じたより良い地域づくりにつなげるものとし、「要支援状態になることをできる限り防ぐ」「要介護状態になってもそれ以上に悪化させないようにする」地域づくりを推進します。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

高齢者は、複数の疾患を抱えていることに加え、要介護状態になる前段階であっても身体的な衰えだけでなく、精神的、心理的、社会的脆弱性といった様々な課題と不安を抱えやすい傾向にあり、疾病の発症・重症化予防と生活機能の維持の両面にわたる支援を必要としています。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について後期高齢者医療広域連合と連携し、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。

基本目標3 住み慣れた地域で生活続ける環境整備の推進

誰もが住み慣れた地域で生活続けられるよう、在宅生活を継続するための支援事業や高齢者やその家族の各種相談支援を充実させます。

また、高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する体制づくりを目指します。さらに、交通環境の整備や防災・防犯対策など高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

施策の方向性

(1) 地域での生活継続に向けた支援

住み慣れた地域で高齢者が安心して生活続けられるよう、ニーズに応じた福祉サービスの提供体制を整備するとともに、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者への支援を実施します。

(2) 生きがいづくりや社会活動の促進

高齢者が今まで培った知識や能力・経験を発揮できるよう、富士宮市シルバー人材センターの活動に対する支援を行い、社会参加・社会貢献の機会を確保するとともに、富士宮市社会福祉協議会と連携し、地域での活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

また、長年にわたり社会に貢献してきた高齢者に、敬愛と感謝を伝え、長寿を祝うことを目的とする事業を行うとともに、自治会等が開催する敬老会に対し支援を行います。



(3) 災害や感染症対策の推進

災害や感染症が発生しても、社会福祉施設等においては、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、そのためには事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが必要です。

また、災害や感染症の発生時において、社会福祉施設等は、被災等により職員確保が困難となっている施設・事業所への職員派遣等の役割が期待されています。

また、災害時に自力又は家族の支援だけでは避難することが難しい避難行動要支援者となる方へ円滑な避難支援を行うためには、支援方法の明確化が必要となります。

基本目標4 介護保険サービスの充実

介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活を続けるため、在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、持続可能な介護保険制度にしていくため、介護給付の適正化等を進め、サービスの充実を図ります。

施策の方向性

(1) 介護サービスの質の維持・向上

介護サービス提供体制の確保を図るため、適切な施設整備を行います。

また、要介護者等がより質の高い介護サービスを受けられるようにするために、指導等を行って介護事業所の育成・支援の推進を行います。

(2) 介護給付適正化（第6期富士宮市介護給付適正化計画）

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことや、適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。



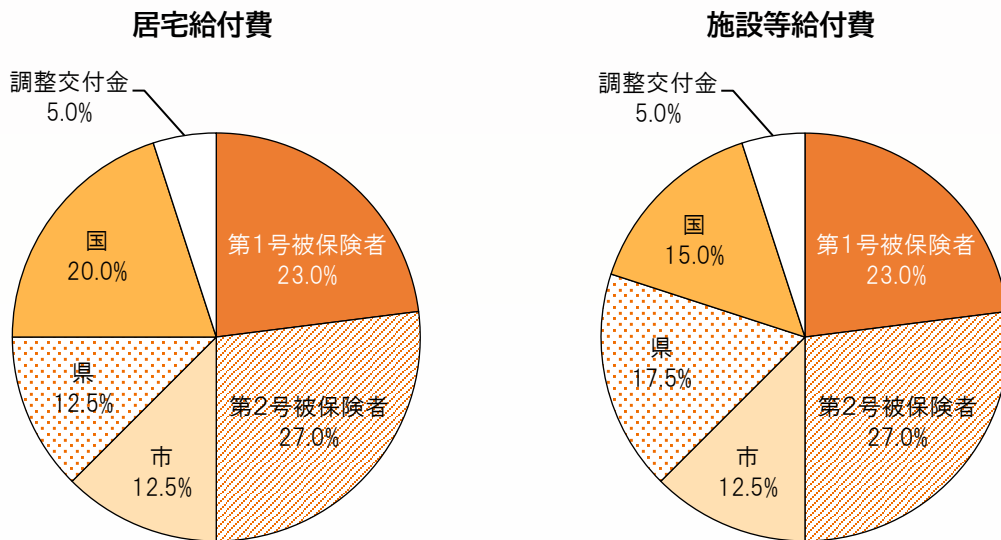
7 第1号被保険者の保険料算定方法の見込み

(1) 介護保険の財源（負担割合）

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた費用の負担割合は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。

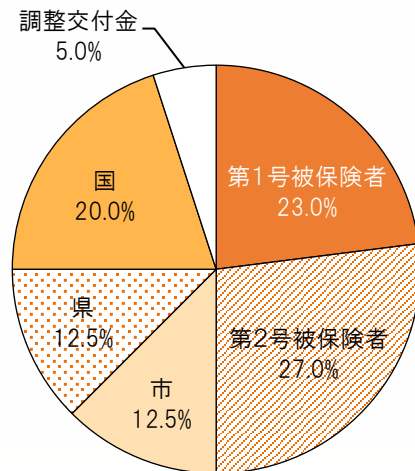
また、本計画の被保険者負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%となります（第8期計画時の負担と同じです）。

■介護保険給付費

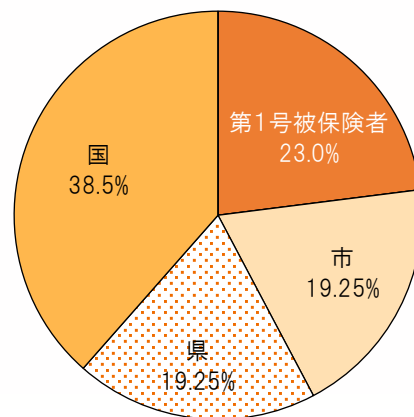


■地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



(2) 第1号被保険者の保険料算定方法

第1号被保険者の保険料は、計画期間の令和6年度から令和8年度に必要な介護給付費、地域支援事業費等の総額から、国、県、市の負担分及び第2号被保険者の保険料を差し引いた額を第1号被保険者数で除して算出します。

■第1号被保険者保険料の算出フロー



8 所得段階別介護保険料の算定

■第9期の第1号被保険者保険料

所得段階	対象区分		基準額に 対する 割合	保険料額 (年額)	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人 		0.455 (0.285)	33,100円 (20,700円)	
第2段階	が	が	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.635 (0.435)	46,200円 (31,700円)
第3段階			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の人	0.69 (0.685)	50,300円 (49,900円)
第4段階		に	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円以下の人	0.90	65,600円
第5段階 (基準額)			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万円超の人	1.00	72,900円
第6段階		本人の前年の合計所得金額が120万円未満の人		1.20	87,400円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		1.30	94,700円	
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		1.50	109,300円	
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		1.70	123,900円	
第10段階	本人の前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		1.90	138,500円	
第11段階	本人の前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		2.10	153,000円	
第12段階	本人の前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		2.30	167,600円	
第13段階	本人の前年の合計所得金額が720万円以上の人		2.40	174,900円	



ご長寿いきいき富士山 みんななろう (3776) 計画

第10次富士宮市高齢者福祉計画・第9期富士宮市介護保険事業計画

発行：静岡県富士宮市
編集：富士宮市 保健福祉部 高齢介護支援課
〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地
TEL：0544-22-1141
e-mail:kaigo@city.fujinomiya.lg.jp
発行年月：令和6年3月